

### 国保制度改正③

# 県と市の一体運営で 国保税率が変わります

## 国民健康保険税率

平成 30 年度からスタートする国保都道府県単位化は、国保財政の安定化を目指しています。このため、島根県が示した安来市の標準保険料率は、1人あたりの税額が 127,303 円（約 3 %アップ）になっています。

一方、平成 28 年度の市の国保税は、1人あたりの税額が平均 123,578 円でした。市では、被保険者の負担が現行水準を保つよう基金約 3 千万円を充てて税率を引き下げ、税額平均 123,578 円となるように設定しました。

## 高額療養費の多数回該当の通算

過去 1 年のうちで高額療養費に 4 回以上(多数回)

平成 30 年度の安来市国民健康保険税率は  
現行水準にしました

	所得割	均等割	平等割	1人あたり税額
医療分	8.55%	29,270 円	21,010 円	123,578 円
後期分	1.95%	6,590 円	4,730 円	
介護分	2.09%	9,550 円	4,180 円	

※所得や世帯構成、軽減判定状況によっては、現行よりも保険税が高くなる場合があります。

該当した場合には、限度額が引き下げられます。平成 30 年 4 月以降は、島根県内での住所移動であつて、世帯の継続性が認められる場合は該当回数を通算できるようになります。

高額療養費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費等の給付に関すること、特定健診など保健事業に関することはこれまでどおり安来市が行います。

新制度では県内の異動でも高額療養費の該当回数は通算できます

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
島根県	安来市	①	②	③					
	A 市				④※	⑤			

↑  
安来市から  
県内 A 市へ転居

※ここから該当

ポイント!

通算が受けやすくなりますので、自己負担額の軽減につながります。

問 保険年金課 Tel23-3084

## 介護保険料額が決まりました

この度、第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度）に基づき、介護保険料が改定されました。今後の介護サービス量の見込み等を踏まえ、65 歳以上の人の介護保険料基準額を 6,000 円（年額 72,000 円）に決定しました。保険料は被保険者（本人）及び世帯員の課税状況などにより、11 段階の区分に設定しています。

### ■介護保険料の通知書を 4 月中旬に発送

65 歳以上で介護保険料が年金から特別徴収（天引き）される人を対象に、平成 30 年度の介護保険料（4・6・8 月の徴収額）を記載した通知書を 4 月中旬にお送りしています。

今回お知らせしている額は、平成 30 年度の市民税額が確定するまでの仮算定額です。市民税額の確定後に年間の介護保険料の額を決定し、10 月以降の徴収額を 6 月中旬にお知らせします。

### ■介護保険料額一覧（平成 30～32 年度分）

所得段階	年額（円）	月額（円）
第 1 段階	28,800 円	2,400 円
第 2 段階	50,400 円	4,200 円
第 3 段階	54,000 円	4,500 円
第 4 段階	64,800 円	5,400 円
第 5 段階	72,000 円	6,000 円
第 6 段階	86,400 円	7,200 円
第 7 段階	90,000 円	7,500 円
第 8 段階	93,600 円	7,800 円
第 9 段階	97,200 円	8,100 円
第 10 段階	108,000 円	9,000 円
第 11 段階	122,400 円	10,200 円

※保険料は、被保険者（本人）および世帯員の課税状況などにより、11 段階に区分されます。

問 介護保険課 Tel23-3293

